

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの重要財産の処分案について

1 財産処分内容及び目的

江東区青海に設置する新本部の土地及び建物の出資を東京都から受けるのと同時に、西が丘本部の土地及び建物を東京都に無償で譲渡する。

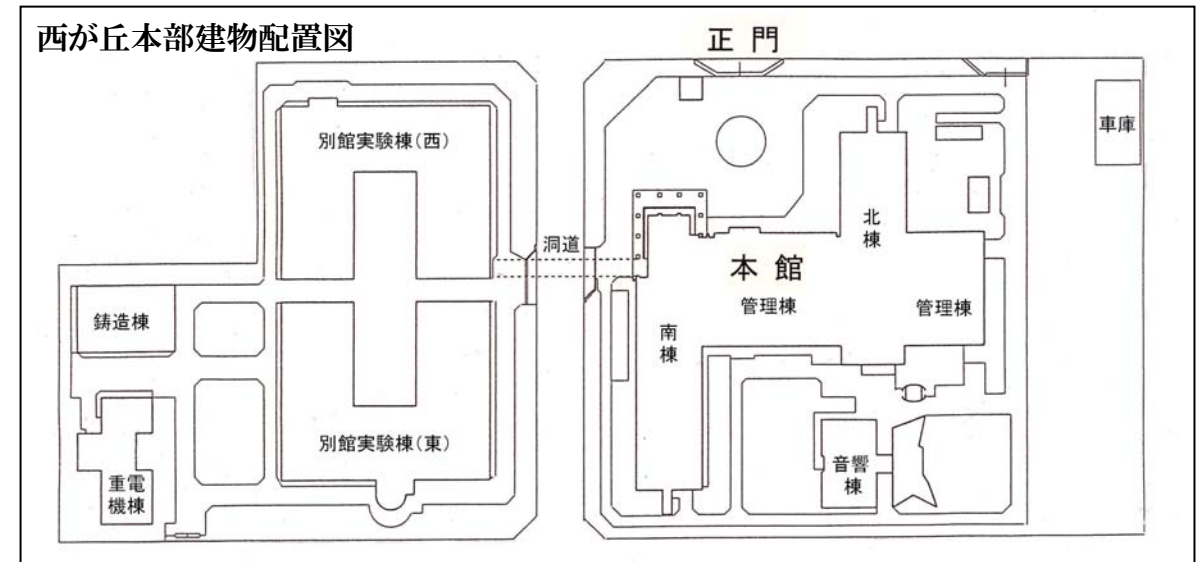
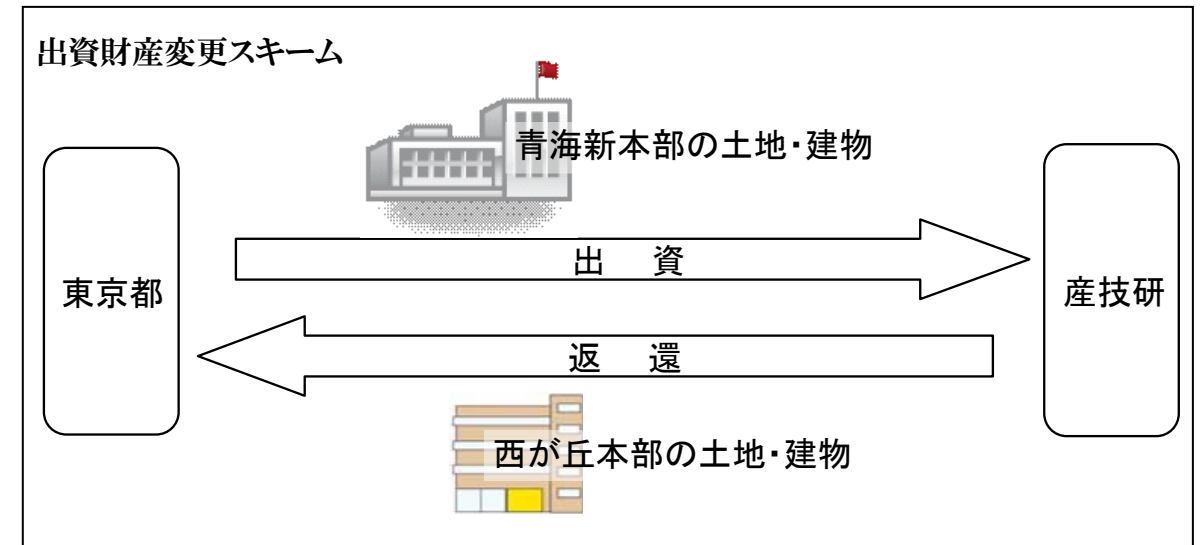
- 西が丘本部の土地・建物は、地方独立行政法人法第6条の保有義務規定に定められている「法人の業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎」として、平成18年4月の法人設立時に東京都が現物出資した財産。
- しかし、西が丘本部について、新本部の土地・建物を現物出資した後は、法人の業務で使用する予定はなく不要財産となることから、東京都に返還する。
(新本部の出資及び西が丘本部の返還に伴い、法人の資本金額を変更する。)

2 譲渡する財産の概要

所在地：東京都北区西が丘三丁目13番10号

区分	規模	返還時点簿価 ※
土地	2筆 (敷地面積合計) 33,494.75 m ²	9,605,857,240 円
建物	9棟 (延床面積合計) 26,661.92 m ²	599,065,345 円

※平成24年1月31日を想定



《参考》新本部出資、西が丘本部返還のスケジュール

- 平成23年 8月26日 新本部建物引渡し → 産業技術研究センターに建物を無償貸付
- 9月1日 定款変更(本部所在地の変更)
- 10月3日 新本部の業務開始
- 12月 東京都議会第四回定例会 (新本部の出資、西が丘本部の返還、定款変更)
- 平成24年 1月末(見込) 新本部の出資、西が丘本部の返還、定款変更(資本金額の変更) ※総務省認可後

〔地方独立行政法人法〕

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

〔地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに係る地方独立行政法人法第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例〕

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価格)が二億円以上の不動産(土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。)又は動産とする。